

平成25年度 第3回正副管理者会議議事要旨

【1】開会

【2】管理者あいさつ

< 管理者 > 可燃物処理施設に関してはできるだけ前進して、来年度以降に繋げることが重要だと考えているのでよろしくお願ひしたい。

【3】議事

[1] 環境影響評価について

< 事務局 > 平成21年8月に環境影響評価の方法書を鳥取県と鳥取市へ提出した。その後、平成22年6月から約1年3か月にわたり現況調査を行った。平成24年3月に準備書を鳥取県、鳥取市へ提出し、併せて縦覧を行い住民の意見をお聞きした。そして、平成25年1月に評価書として鳥取県、鳥取市に提出を行った。その後、3回の県知事意見が出され、先週の11月29日に、鳥取県環境影響評価条例第24条第2項の規定に基づき、環境保全の見地から修正の必要が認められないとする通知があった。なお、この通知のただし書きで、可燃物処理施設の処理方式が未決定であることから、処理方式決定後は、現在の環境影響評価の事項等と比較検証し、その結果を県に報告することとされており、これを受けて県も条例の規定と同様の手続きを実施し、確認を行うこととしている。また、資料にあるように5点の付記がなされている。今後は、評価書を作成したことに関して、県に公告していただいた後、1か月の縦覧を行うこととしている。この縦覧が終わると、事業実施が可能となる。

< 管理者 > 環境アセスメントの手続きは、縦覧後に終了するという段階にきた。この件についてはよろしいか。[了承]

[2] 新可燃物処理施設整備計画（素案）について

< 事務局 > 可燃物整備検討委員会から提出された第3次報告書を対象としてパブリックコメントを実施し、この第3次報告書に加筆修正したものを本組合の新可燃物処理施設整備計画（素案）として改めさせていただいた。第3次報告書からの変更点が2点あり、1点は処理対象物の汚れたプラスチックごみの取扱いの表記について、これまで通り水で軽く洗って分別排出することを基本とし、水で汚れの落ちないプラスチックごみについては新施設供用までに構成市町と十分協議することとした。もう1点は、事業実施方式について、建設運営一括発注方式だと色々と不安があるという意見がございましたので、今後、安全で適切な管理運営を確保するための監視体制等について検討していくことを明記させていただいた。

（資料2「新可燃物処理施設整備計画（素案）の概要」について説明）

< 副管理者 > 事業実施方式に対するパブリックコメントの意見内容はどのようなものか。

- < 事務局 > 公設民営方式が望ましいとしていたが、一企業に任せるということは、行政の施策が反映できなくなる恐れがあり、不安がある。こういった意見であった。
- < 副管理者 > 監視体制はどういった形を考えておられるのか。
- < 事務局 > まだ、内部で十分な協議を行っていないが、例えば、鳥取県東部環境クリーンセンターの施設運営を委託に出しているが、場長をはじめ3名の本組合職員を置いて、運転管理を監視しながら運営を行っている。こういった責任のある体制を作るべきではないかと考えている。
- < 管理者 > コンポストセンターいなばの問題を見抜けなかったことがあった。あれを教訓として、定期的あるいは不定期に、報告内容が正しいか現場と本課でダブルチェックする体制をとり、実地検査的な管理運営のチェックを行い、また、施設完成後は、地域住民の方を入れた管理運営組織を作られると思うが、そういった組織への定期的な管理運営状況の報告が必要だ。このような直接的なチェック体制や地域の皆さんへの情報公開を行うことが大事だと思う。今後、検討をお願いしたい。
- < 事務局 > 本計画素案については、今回の議論を通して素案を成案としたい。この成案を持ち帰っていただき、構成市町のご意見を伺いたい。その上で、12月中旬頃に管理者決裁を受け、決定したいと考えている。
- < 管理者 > 素案について、その他の内容、今後の取扱いについてよろしいか。[了承]

[3] 消防庁舎整備基本方針（案）について

- < 事務局 > 消防庁舎について、平成22年度から平成24年度にかけて耐震診断を実施したところ、9庁舎が基準値を大幅に下回る結果となった。この結果を受けて、総合的に圏域消防体制を検討し、庁舎整備計画を樹立していくことが必要として平成25年2月に消防庁舎整備検討会を立ち上げた。これまで7回にわたり活発な議論をいただき、この度、消防庁舎整備基本方針（案）をとりまとめたところである。
（資料3「消防庁舎整備基本方針（案）」について説明）
- < 副管理者 > もし用地がない中で建て替えをするならば、仮設庁舎をどこかに造って、現庁舎を解体して新築で新庁舎を造ることになるのか。
- < 事務局 > 消防業務を継続しながら進めていかなければならないので、建て替えに限らず、耐震改修をするとしても、一旦、仮設庁舎に出て業務を継続しながら進めなければならない。
- < 管理者 > 耐震改修ならば、現庁舎で業務を継続しながらすることはできないのか。
- < 事務局 > 耐震改修をするとしても、大幅な改修になると思うので、消防業務を継続しながら改修することは難しいと考えている。
- < 副管理者 > 消防庁舎の土地は、構成する自治体が提供することだったと思うが、建て替えた場合、今まで使っていた土地は、自治体に返すことになるのか。
- < 事務局 > お返しすることになる。
- < 副管理者 > 庁舎整備の中で、配置する人員体制に応じた施設の規模が求められることになると思うが、人員体制は検討されているのか。

- < 事務局 > 人員体制の検討もされたが、人員については個別に別途検討していくこととなった。
- < 管理者 > 庁舎を整備しても動かない体制では意味がないので、早めに構成市町と議論をしておく必要がある。
- < 事務局 > 人員体制については、整備が急がれる東町出張所が関係してくるので検討を急ぎたいと思う。
- < 管理者 > 他に特にご意見がなければ基本方針案を了承してよろしいか。[了承]

【4】その他

- < 事務局 > 可燃物処理施設に係る地権者部落の交渉状況について進展があったので報告をさせていただきます。地元との同意状況について、4集落については事業同意という旨の文書をいただいているところであるが、新たに、1集落、部落総会において事業に協力することについて概ねの合意があったとのことである。残りの集落についても粘り強く交渉をしていきながら前進に向けて努力していきたい。
- < 副管理者 > 裁判についてはどうなっているのか。
- < 事務局 > 12月25日に第14回の口頭弁論がある。今回は主に原告が主張することとなっている。本組合としては反論すべきものは反論していきたいと思う。
- < 副管理者 > 管理者が次の選挙に出られないと言われたことによって、交渉が頓挫するようなことはないか。
- < 事務局 > 地元には我々の取り組みをしっかりと認識していただき、信頼を得るというようなところにはなってきていると思っている。事務局としては、地元と約束させていただいたことは、正副管理者の異動というようなことがあったとしても、粛々と進めていきたいと地元へ話をさせてもらっている。地元も、東部広域と話し合いを行う組織を作り、書面できちっと約束をしていきたいという意向をもっておられるようだ。
- < 管理者 > 私も任期まではできるだけ前進したいという気持ちでいる。ただ、時間的制約があることは事実なので、1市4町において、今後とも迅速的確な対応が必要となるという認識を改めてお願いしておきたいと思う。

【5】閉 会